

プラスチックの未来を考える会・会則

第1条（名称）

本会をプラスチックの未来を考える会と称する。

第2条（事務局）

本会は、事務局を東京都千代田区富士見1丁目11番地2 東京理科大学・佐藤治研究室内に置く。

第3条（目的）

本会は、一般社団法人JAIST支援機構が主催、運営する事業として、プラスチックに係る諸問題を様々な専門分野から検討することで、全体像を俯瞰しつつ、諸問題の根本的解決に向けた方策の立案と持続可能なプラスチックの活用を可能とする「プラスチックマネジメントの未来像」の想定に向けた議論の活性化、及び、その実現に必要な協創関係の構築を目的とする。

第4条（活動）

本会は、次の活動を行うものとする。

- ① プラスチック問題に関するビジョンおよび共通の測定方法（判断基準）の共有
- ② プラスチック問題の全体像および本質の共有
- ③ プラスチック問題に関する便益とリスク（コスト）の共有
- ④ プラスチック問題解決に向けた課題と解決の方向性の共有
- ⑤ 未来のプラスチックに対するイメージの共有（機能、特性、制約条件など）
- ⑥ 最適なプラスチックマネジメントに対するイメージの共有
- ⑦ バリューネットワークの構築に向けた準備

第5条（会員）

本会は、本会の目的に賛同した次の会員をもって組織する。

- ① 企業会員A 東証プライム市場に上場している、または上場を予定する企業
- ② 企業会員B ①以外の大企業
- ③ 企業会員C 中小企業
- ④ 公共会員 地方自治体、公設試験研究機関等
- ⑤ 学会会員 大学等の教員

なお、上記の中小企業とは「中小企業基本法」の定義によるものとし、大企業とはその定義に含まれない企業とする。

第6条（入会）

入会は、事務局に所定の加入手続きにより行うものとする。

ただし、次の掲げるいずれかの事由に該当する場合、本会への入会が認められない場合がある。

- ① 入会申込みの登録事項に、虚偽記載等があることが認められた場合
- ② その他、入会に不適當な事由があると事務局が判断した場合

2 本会への入会を申し込む者が暴力団等の反社会的勢力等に該当または関連する場合には、本会には入会できない。また、入会後に当該事実が判明した場合は、会長は除名することができる。

第7条（脱会）

本会を脱会する場合は、会長に書面をもって届け出し、年度末をもって脱会することができる。

第8条（会費）

会員は、会費として次の金額を納入しなければならない。

- ① 企業会員A 年額 500,000円
- ② 企業会員B 年額 250,000円
- ③ 企業会員C 年額 50,000円
- ④ 公共会員・学会会員 無料

但し、年度途中に入会した場合は、次の計算式による月割の会費とする（千円未満は切上げ）。

年額×（【入会月を含めた年度末までの残月数】÷12）

第9条（会員名簿）

事務局は、会員を会員名簿に記載し管理するとともに、会員から閲覧希望があった場合は速やかに提示しなければならない。

第10条（役員）

本会に次の役員を置く。なお、必要に応じて顧問を置くことができる。

- ① 会長 1名（一般社団法人JAIST支援機構・理事長）
 - ② 代表 1名
 - ③ 事務局長 1名
 - ④ 監事 1名（一般社団法人JAIST支援機構・監事）
- 2 顧問は、必要に応じ会長が委嘱する。
 - 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 4 代表は、本会を代表し、本会の活動を統括する。
 - 5 事務局長は、本会の運営全般を統括する。
 - 6 監事は、会計を監査する。
 - 7 顧問は、本会の発展のために様々な助言を行う。

第11条（総会）

本会に総会を置く。

- 2 総会は、年1回開催する。
- 3 総会は、会長が招集する。

第12条（研究会）

第4条の活動を行うため、本会に研究会を置く。

- 2 研究会は、会員のみが参加できる。
- 3 研究会は、月1回以上開催する。
- 4 会員は、研究テーマを設定し、その成果について定期的に発表を行うものとする。

第13条（秘密保持）

会員は、第三者の公開について会員の同意が得られた場合を除き、本会の活動で得た情報（公知の事実を除く）を自企業、自組織以外の第三者に公開してはならない。

ただし、会員は、原則として、自企業、自組織の秘密情報を提供してはならない。

第14条（管理事務）

本会の経理その他の管理事務は、一般社団法人 J A I S T 支援機構事務局がつかさどり、本会の事務局は、これに協力するものとする。

第15条（経費および収支報告）

本会の経費は、次の通りとし、主に会員からの会費をもって充てる。

- ① 総会、研究会、セミナーなどの開催経費
- ② 通信費、文書費、人件費などの管理事務諸経費
- ③ 本会への指導に対する謝金
- ④ 助言や本会の活動への寄与を目的とする大学との共同研究経費
- ⑤ その他、本会の運営に必要な経費

2 年度の収支報告は、翌年度の総会にて行う。

第16条（活動年度）

本会の活動年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第17条（会員の疑義）

会の運営や知的財産権など、会員間で疑義が生じた事項は、相互信頼の原則に則り、当事者間で誠意をもって解決するものとする。

第18条（補則）

この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則1

この会則は、令和4年2月1日から施行する。

附則2

本会設立時の代表、事務局長は次のとおりとする。

- ① 代表 北陸先端科学技術大学院大学・教授 金子達雄
- ② 事務局長 東京理科大学・教授 佐藤治

附則 3

令和5年4月1日より、代表、事務局長を次のとおりとする。

- ① 代表 北陸先端科学技術大学院大学・学長 寺野稔
- ② 事務局長 東京理科大学・教授 佐藤治

付則 4

改正版を令和6年3月25日に施行し、令和6年4月1日から適用する。